



■令和元年6月6日～6月24日、6月会議が開催されました。

山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。  
なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいご議会だより」でご覧になれます。

## 山本せいごの一般質問（6月会議）

### 重大事故調査関係等について

■精華町職員が官製談合防止法違反並びに加重収賄で逮捕された事件に関して。

第三者による重大事故調査委員会を立ち上げ調査を依頼、今までに2回の委員会が開催された。

裁判では、冒頭陳述で現金の授受が役場庁舎内で行われたことに、傍聴していた私は、大きなショックを受けた。庁舎内が犯罪行為の環境にあったことが残念でならない。

町役場全体にそれを許す周辺環境があり、職場環境の緩みがあったのかと疑念を持った。

**質問1:** 町長は、役場庁舎内で行われた金銭授受状況をどのように受け止めているか。

答弁: ①なぜ事件を未然に防げなかったか、痛恨の極みである。  
②本町の再出発に向けて、重大事件等調査委員会を設置し、専門的知見を持つ委員の力を借り、原因の究明と再発防止策の提言を求める。



**質問1-2:** 過去に何回か、コンプライアンス条例制定や倫理条例制定などの質問をしてきたが、「精華町では絶対ない」と、職員を信頼し、防護する発言を都度されてきた。庁舎内が犯罪行為に使われたということは、それを許す職場環境、コンプライアンス遵守の心が無いという現象の一つとして出てきた。と考えるがどう考えているか。

答弁: ①多くの職員は、法令での規範意識をもって職務にあたっている。  
②今回の事件について、その事実を真摯に受け止め、その原因と今後の提言を含めて調査委員会にお願いしている。今後の対応は、調査委員会の報告を受けながら進めていきたい。

**質問1-3:** 以前から、町民からの入札に関する指摘、議会で取り上げた工事の不正、があった。第三者委員会の指摘を待たずして、当然その時に手を打っておけばこの事態は防げた。過去の事例をどのように分析されたか。 どういう手を打ってきたか聞きたい。

答弁: ①過去にいろいろな事案があり、議会で質問もあった。現時点で過去のことを含めて、今後再発しない仕組みなど第三者委員会と並行して検討、分析してすすめている。  
体制の見直しとか、コンプライアンスに関する何らかの条例や宣言に至る、そこまで深く掘り下げて取り組むのは今回初めてになる。

●過去の事例に対する具体的な対応の質問に対し、納得できる明確な答弁は得られなかった。

**質問1-4:** 危機管理の観点から、誰のために、何のために必要かという教育を職員全体、特に入札とか業者に接する職員に対してどのような教育をしているか。

答弁: ①特に入札とか契約関係に従事する職員については、法令順守とかその部分で問題が起こらないように人材育成をする。その手段として職員研修をしている。法令順守の規範意識をもって一から再教育、職員全体で意識を一つにしてスタートする。

町長答弁:

①報道に取り上げられる、他の自治体の例に、職員を信頼する中で、住民の信頼維持と、町民から預かる税金を無駄にしてはならない、ことをたえず口癖のように言ってきた。結果的にこういう事態を生んだことに対して、二度とこうしたことのないよう全力を挙げる。



# 議会だより (つづき 1)

## 重大事故調査関係等について

**質問2:** 請負契約業務で、職員の業者との対応は具体的にどのように指導しているか。指導は徹底しているのか。

答弁: ①発注業務を担当する職員には、入札及び契約に関する法令順守を徹底すること。

また、綱紀の保持については年2回、町長からの通達により周知徹底を行っている。

②入札業務執行担当者には、公正引委員会主催の入札談合防止の研修会を受研させている。

③H26年より、入札業務は、京都府の電子入札システムを使用しており、入札業務において事業者と接することはない。

④入札公告において、工事等の内容で質疑がある場合は、直接窓口で質疑書により受け付ける。

また、事業者が直接工事発注担当課に、積算の考え方など確認される場合があり、完全に事業者との接触を遮断することができない状況にある。

⑤この場合の対応として、できる限り複数名で執務室前の打合せコーナー、またはカウンターにおいて、他の職員の目に触れる形で対応することを指導している。

⑥しかし、事業者との調整は頻繁にあり、時には一人での対応になることがある。今後の検討課題と認識している。

**質問3:** 重大事故調査委員会の会議の2回目は非公開であった。非公開の理由を問う。

答弁: ●第三者委員会として独立性の担保が重要であり、委員の皆様で主体的に運営されている。

①第2回の調査委員会は、担当職員から具体的な事務処理や入札業務に関連する秘密事項や、逮捕された職員の事情聴取結果の報告、委員の意見交換などの調査の予定から全面非公開と判断された。



**質問4:** 非公開内容は、裁判が集結された時などのタイミングで公開されるか。

答弁: ①今回の審議がすべて終了した時点で、委員の皆様と相談したうえで公開時期や範囲などについて決定していただきたい、と考えている。

**質問5:** 事件当時の事業部長に処分がされているが、処分の具体的内容を問う。

答弁: ①管理監督及び指導責任を怠ったことにより、平成31年4月26日付で、給料の10分の1を3か月減給するなどの内容の懲戒処分を実施した。

●なお逮捕された職員は、解雇処分となっている。



●今回の事件は、町長の思いが一部職員に伝わらなかった結果といえる。

町長の思いが、危機管理として具体的な管理手法に落とし込まれていなかったということ！

●3月議会で今回の事件の危機管理について、ハインリッヒの法則で指摘した。

(1件の重大事故の背景に29件の軽微な事故があり、その背景には300件の小さなミス・異常がある) 今回の1件の重大事故の背景に、職場に軽微な事故が発生しており、全体では多数の異常があると置き換えられる。…そういう土壤になっているということ！

●職員の再教育などは当然の話であって、2次的、3次的に歯止めをすることが重要である。

特に、外部圧力を受ける職務、職員を職場、組織として守る意識・体制・マニュアルが重要である。

●何がこういう土壤を生み出したか検証をしたうえで、第三者委員会の意見を加えていただきたい。過去から今まで積み上げられてきた中での一つの現象として捉えて、再発防止の対策をとっていただきたい。

# 議会だより (つづき 2)

## 生涯スポーツ振興事業について

■スポーツ振興・健康普及事業として、NPO法人精華町体育協会の運営する「精華町町民体育大会」に対して活動助成金を予算化している。

町民大会の課題として、参加自治会が年々減少傾向にあり、29年度決算資料で「参加自治会減少対策としてプログラム内容や参加方法などについて抜本的な見直しを行っている」と記述されている。

**質問1:**今年度は従来形式の町民大会は開催されず、変更されるとの声がある。

予算は開催を前提としているが真意を問う。

答弁:①競技内容の見直しをしながら開催の方向で検討している。

- ②検討内容は、
- ・競技内容は、誰もが参加しやすいものとする。
  - ・開催方法は、天候の面から一部屋内の開催、会場の見直しや一部競技の分散開催。
  - ・開催時期の見直し など。



**町民体育大会  
内容大幅見直し、  
10月ごろ開催予定!**

**質問2:**過去の大会の実情をどう分析し改善したか。本年度にどう反映するか。

- 答弁:①過去には、30を超える自治会の参加があった。現状は、42自治会中半数近くが不参加。29年度は、25自治会が参加。30年度は、23自治会が参加予定。(雨天中止)
- ②要因は、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化から各自治会で参加人員の確保がむつかしく、地区体育委員の負担も大きい。
- ③競技内容の見直しなど改善に取り組んできたが参加の増加に至らなかった。
- ④今まで以上の突っ込んだ見直しが必要であると考え、検討している。

**質問3:**多くの町民が安心して楽しく活動できる事業をどう展開していくか、具体的な方向を問う。

- 答弁:①誰もが参加しやすく気軽に楽しめる競技を中心とする。
- ・体力づくりと健康増進を目的とするイベント、
  - ・ニュースポーツの導入や健康増進コーナーの開設など検討している。
- ②開催時期も9月初旬の猛暑の時期を避け、10月中旬あたりを検討している。

**質問4:**改善された対策を実行するに際し、計上した予算範囲で事業執行できるのか。

答弁:①実施内容が検討段階であるが、規定予算の範囲内で事業執行することを基本として進めていきたい。



**質問5:**参加数減少の原因として、競技が一部競争本位になり、親睦や健康の目的から外れてきている事や、自治会役員・委員とか体育委員のなり手がなく、ということもある。どう分析されて、今後、自治会、委員の対策、対応をどう考えているか。

- 答弁:①陸上競技的な競技内容の見直しの声もあり、新たなスポーツ競技を検討している。
- ②体育委員の負担軽減から、今回は体育協会に委嘱しない方向で考えている。運営母体を、体育協会の他、スポーツ推進委員、登録団体のボランティアにお願いし、行政とともに新たな大会・競技ができないか検討している。
- ③今まで地区対抗が前面に出ていて重荷になっていた声もあり、地区別というより少人数でもチーム名でメンバーを組み参加でき、各種目を楽しめることを考えている。



- 「町民体育大会」は、一人でも多く参加できる方向で、健康維持や親睦が図れるよう、いろんな検討をして、早く決めて新しい体制を作っていただきたい。
- 「教職員の働き方改革」では、学校現場と働く教職員の方に意見を十分聞く中で、今の教育環境や、先生の技能のレベルアップをして、教育者として本来の業務に戻れるよう全力を挙げて取り組んでいただきたい。

# 議会だより (つづき 3)

## 教職員の長時間労働に関する働き方改革について

■学校における教職員の長時間労働に関する働き方改革について、長時間労働の削減について問う。

**質問1:** 精華町教育委員会は、いろいろな施策を学校現場と一体で取り組み成果を上げていると考える。この取り組みの効果を、「超過勤務時間数」について取り組み前と比較した数値で問う。

答弁: 出退勤システム導入直後の昨年10月の集計と、以降11月から本年4月までの6か月の平均の集計結果の比較は次の通り。

- ①教職員の勤務時間(7時間45分)を除く平均の在校時間は、小学校で月・77時間から58時間に、中学校では月・96時間から76時間に減少。
- ②教員個々人の中の最大の在校時間は、小学校で月・161時間が135時間、中学校で月・212時間が224時間となっており、一部教職員ではまだ高い水準にある。
- ③勤務時間を除く在校時間が、月・80時間を超える教職員の割合は、小学校では50%から20%、中学校では64%から40%に減少。

- ④減少の要因は、出退勤システム導入の意識づけやノー残業デーの推奨、部活動の休養日の設定や適切な活動時間を示すなど、様々な取り組みの効果と考えられる。



**質問2:** 国の方針で、残業時間の上限を「原則月45時間」と定め、厳しい運用を求めている。このことに関して、「基本的には人材をもって対応すべき」と考えるが本町の考えは。

答弁: ①教職員は、限られた人員の中で精いっぱい教育課題に取り組んでいる。そうした中で授業の充実に努めながら、長時間勤務の削減にも取り組んでいる。教職員の健康管理のためにも長時間勤務の解消に引き続き取り組んで行く。

- ②さまざまな教育問題に対応するため、教職員の増員やアドバイザー支援員など教員の業務の軽減につながる人員の充実に向け、京都府教育委員会に要望していきたい。



**質問3:** 在校時間が20ポイントぐらい改善されてきている。45時間に向けてさらにどのように詰めていく考えか。またガイドラインに沿うためにどのようなことを求めているのか。

答弁: ①学校現場としては、行事、活動、体験等の活動において精選や統合をしたい。また、会議の精選、研修内容の見直し、重複していないかなど検討したい。

- ②教職員の人員増が一番の効果を生むと認識している。京都府教育委員会に要望していく。
  - ・専門職でプログラミング教育や英語が増えてくると、在校時間が増えると懸念している。今後も検証しながら取り組んでいきたい。
  - ・クラブ活動も外部から招くなどの取り組みも進めたい。

以上

山本せいご後援会事務所  
精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX 0774-94-3301  
Eメール seigo722@balloon.ne.jp  
ホームページ http://www.balloon.ne.jp/seigo722/